

### 保険負債と保険会計

平成23年度日本保険学会自由論題報告於:神戸学院大学2011年10月23日静岡県立大学上野雄史ueno@u-shizuoka-ken.ac.jp



### 研究背景

- 保険会計とは、保険に関する企業会計に おける諸基準のこと
- 保険会社(保険者)の保有する負債のうち、80~90%が保険契約に伴う負債
- それゆえ、保険会計に関する議論のほと んどは、保険負債に関するもの



### 研究背景

- 学術的な視点から検討されていない保険会計
- 最も伝統のある会計学の雑誌である「会計」
  - ···保険会計に関する論文はこの10年で0



保険会計は重要でない分野?



### 研究背景

- IASBの出した討議資料・公開草案に対するコメントレターの数
  - ①2007年5月:「保険契約に関する予備的見解」
  - ②2010年7月:公開草案「保険契約」
    - - 248
- 保険会計に関する関心は、世界的に高い

## 本報告の目的

本報告では、保険負債の測定概念に関する検討を行う。本報告で論点の中心は「マージン」

「マージン」の測定が、現代の保険会計にとって、最も困難、かつ重要なポイント

「マージン」は、保険者(保険会社)の支払余力でもあり、将来の収益源でもある

投資家にとっては企業評価を行うため、保険契約者にとっては、支払能力を評価するために重要



### 本報告の目的

- ■保険会計に関する学術的な検討は、わが 国では、ほとんど進んでいない。
  - ⇒マージンについても同様
- 本報告では、国際的な会計基準の設定の場で行われているマージンに関する議論に基づき考察していく。



### 本報告の流れ

- I.はじめに
- Ⅱ.IASBの保険プロジェクト
- Ⅲ.保険負債の測定概念
- Ⅳ.マージンに関する検討
- V.情報の質と恣意性
- Ⅵ.おわりに

# I.はじめに



### 保険業のビジネス・モデル

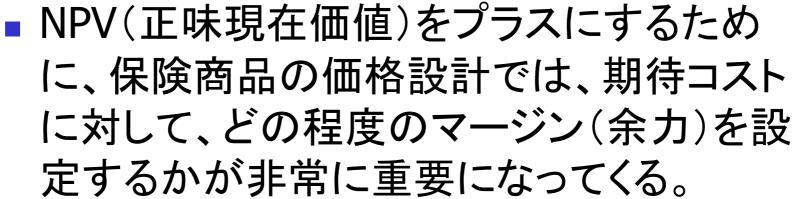
- 製造業・・・収益の源泉は資産
- 保険業・・・収益の源泉は負債

保険業は、保険契約者のリスクを引き受け、それに応じた対価を受け取ることで成り立っている。



保険契約に伴う義務は、会計上、負債として計上される。

# I.はじめに 保険業のビジネス・モデル





■ このマージンは保険会社の収益の源泉であり、万が一の事態が生じた場合の備えの役割も果たしている。

# I.はじめに マージンの役割







不確実性に備えて積み立てられている部分

最良推定負債



予想されるキャッシュ・ アウト・フローの現在 価値

■ 本報告では、保険契約に直接関連する安全割増部分を、全てマージンと考える。

### I.はじめに ショック・アブソーバとしてのマージン



家計地震保険は、官民一体で引く受け。今回の震災により各社も応分の負担を求められる。

地震危険準備金の取り崩

<東京海上>

しにより損失は発生せず

発生保険金 約2,000億円



地震危険準備 金の取り崩しに より影響なし

<NKSJ>

発生保険金 約150億円



地震危険準備 金の取り崩しに より影響なし

<MS&AD>

発生保険金 約1,300億円



地震危険準備 金の取り崩しに より影響なし

### I.はじめに ショック・アブソーバとしてのマージン ー家計地震保険以外ー



2010年度決算

2011年度決算(予定)

<東京海上>

発生保険金 約830億円



異常危険準備 金取崩 約420億円

<NKSJ>

発生保険金 約579億円



異常危険準備 金取崩 約538億円

<MS&AD>

発生保険金 約647億円



異常危険準備 金取崩 約180億円





- 異常危険準備金・・・異常災害による損害のてん補に充てるため、収入保険料を基礎として計算した金額
- 危険準備金・・・保険契約に基づく将来の 債務を確実に履行するため、将来発生が 見込まれる危険に備えて計算した金額

不確実な事象が生起した場合、損失を減少させる役割を果たす。

### I.はじめに



### マージンと準備金、責任準備金

- (異常)危険準備金は、責任準備金等の中に含まれて、貸借対照表上に計上。ただし、その内訳は開示されている。
- 責任準備金は、安全割増を含んで計算されているので、責任準備金内にもマージンが存在している。

### I.はじめに

## 責任準備金等の算定

各種計算基礎率には安全割増を設けて 算定されている。

#### <予定利率の設定方法>

対象利率	安全係数
0%を超え、1.0%以下の部分	0.90
1.0%を超え、2.0%以下の部分	0.75
2.0%を超え、6.0%以下の部分	0.50
6.0%を超える部分	0. 25

#### <予定死亡率の設定方法>

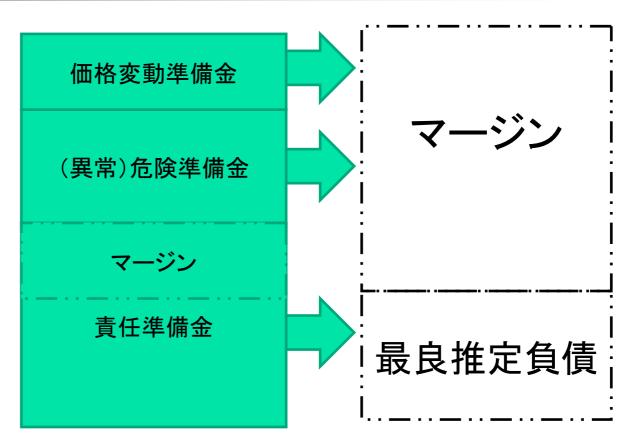
過去の一定期間の死亡率実績をベースに、数学的 危険論に基づく安全割増(リスク・マージン)が加算 されている。

## I.はじめに ソルベンシー・マージンとマージン

保険会社全体の支払余力が重要視され、個々の保険 契約に対するマージンは注目されてこなかった。

ソルベンシー・マージンの内訳
資本金(基金)等
価格変動準備金
危険準備金
異常危険準備金(損保のみ計上)
一般貸倒引当金
その他有価証券の評価差額×90%(評価損の場合は100%)
土地の含み損益×85% (評価損の場合は100%)
全期チルメル式責任準備金相当額超過額(生保のみ計上)
払戻積立金超過額(損保のみ計上)
負債性資本調達手段等
意図的保有による控除額
その他

### I.はじめに わが国の保険負債(責任準備金等) の構成要素



保険負債の構成要素は、明確にされてこなかった。マージンと最良推定負債の区分が不明確であった。

## I.はじめに わが国におけるマージンとは?



- 責任準備金の計算基礎率に安全割増が 設けられ、保守的に評価
- ■さらに各種準備金を積み立て



マージン(安全割増)を含んだ負債に、さらにマージン(準備金)を積み立てている。

不確実性に対する備えを2重に計上





- 企業が発行するすべての種類の保険契約 に包括的な測定アプローチを導入すること を目指している。
- 1997年から開始(IASC時から)

### <u>くプロジェクトの方向性></u>

保険負債を時価(経済価値)ベースで、評価替えを行う。

# II.IASBの保険プロジェクト 保険プロジェクトの推移



1997年12月 伊	保険プロジェクト開始
1999年12月 請	論点書の公表
2001年11月 原	原則書草案の公表
	暫定基準の設定(フェーズⅠ)と恒久基準の設定(フェーズⅡ)の2段階に 分割
2003年7月 「	暫定基準」の公開草案の公表
2004年3月 「	「暫定基準」IFRS4の公表(適用は2005年1月~)
2004年9月	フェーズ II の議論開始
2007年5月 「	「恒久基準」の論点書の公表
2007年10月 F	FASBが保険プロジェクトに参加。以降、共同で基準開発を行うことに
2010年7月 I	[ASB:「恒久基準」の公開草案の公表
2010年10月 F	FASB:「保険契約の会計基準」の論点書の公表

### Ⅱ.IASBの保険プロジェクト



#### IASBの保険プロジェクト

<フェーズ I >・・・暫定基準の作成

2004年3月:IFRS第4号

異常危険準備金や平衡準備金の負債認識を禁止( 過度な保守主義の禁止)。負債十分性テストの実施を 要求。

<フェーズⅡ>・・・恒久基準の作成

2007年5月:「保険契約に関する予備的見解」(以下、DP)

2010年7月:公開草案「保険契約」(以下、ED)

### Ⅱ.IASBの保険プロジェクト



#### 保険契約の性質①

- <u>保険契約による生じるキャッシュ・フ</u> ローは複雑で予測が難しい。
- 保険事故が生じるタイミングは不明、 契約によっては保険金額も<u>未確定</u>であり、保険のキャッシュ・フローにもた らすファクターは市場の金利水準、死 亡率、事業費率、解約率、失効率、疾 患率など金融商品と比べて<u>遥かに多い</u>。





### 保険契約の性質②

- 保険契約の売買→<u>活発な</u>二次市場が存在しない。
  - 二次市場:再保険市場、生命保険買取業
  - ①各契約の個別性も高い。・・・保険契約のグループ内で生じた個別の保険契約の売買から、全体の価格を推定するのは難しい。
  - ②相対取引により価格が決まるため、<u>測定値と</u> して用いることは出来ない。



保険負債は、測定方法が複雑なため、当初測定時からインプットを変更しない方式を取る国は多い。

- 我が国では、計算基礎率(予定利率、死亡率)は一定の安全割増を設定し、責任準備金(保険負債)を算定する(規制監督上の計算と同一)。
- 計算基礎率は、その後変更を行わない。アメリカも計算基礎率は当初測定時から変更しない。



# Ⅲ.マージンに関する検討 不可避な不確実性

■ 保険者へのリスクを移転は、保険者にリスクをプールし、統括することを可能にする一方で、保険負債の究極的な財務的な影響は、保険契約の性質や不確実性によって残っている。



不可避な不確実性による期待コストがマージン



# Ⅲ.マージンに関する検討 保険契約とマージン

保有する保険契約の不 確実性の期待コストを表 している。 マージン

保険契約に対する最良推定負債

不確実な事象が生 起しなかった場合、 保険者の収益とな る。





- マージンは、「将来の利益」の側面もある。 仮に、不確実な事象が生起しなかった場合、マージンは、保険者の利益となる。
- 「実際の基礎率ー想定の基礎率」⇒生保における3利源(費差益、利差益、 死差益)、損保における三利源(費差益、 利差益、危険差益)



# IV.マージンに関する検討 支払余力 or 将来の収益?

- マージンとは、将来の備えでもあり、将来の収益でもある。
- 一般製造業における負債測定では「マージン」の問題は生じない。



保険会計において生じる特有の問題



### Ⅳ.マージンに関する検討

保険負債の構成要素(FASBとIASB)

**FASB** 

複合マージン

**IASB** 

残余リスク

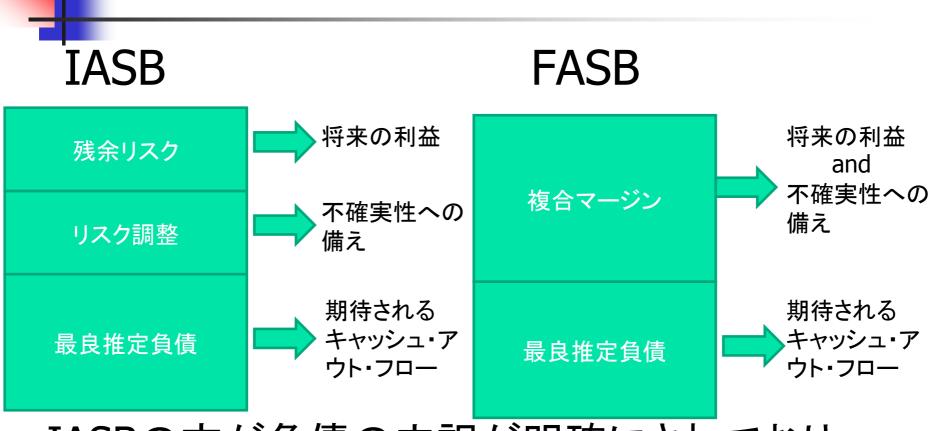
リスク調整

マージンに含まれている将来利益の部分と不確実性に対応する部分を分離するのがIASB案、そうせずに一体として測定するのがFASB案



- 保険契約の基準を適用することで、負債の 構成要素が明らかになる側面がある。
- 不確実性に対する見積り部分と予想されたキャッシュ・フローは必ずしも明確でなかった。
- これはソルベンシー(支払余力)を明らかにする側面もある。

# IV.マージンに関する検討 IASB案とFASB案の比較



■ IASBの方が負債の内訳が明確にされており 、負債の情報量は多い。



■ リスク調整は、最終的な履行キャッシュ・フローが予想を超過するリスクから解放されるために保険者が合理的に支払うであろう最大の金額でなければならない(ED,35)。



■ 市場の観点でなく、保険者の観点で算定する。



■リスク調整は、投資リスク(投資リスクが保険契約者への支払額に影響を与える場合を除く)や資産と負債のミスマッチ・リスク、将来の取引に関連する一般的なオペレーショナル・リスクなど、保険契約からは生じないリスクを反映してはならない(ED,B69)。

直接的なリスクのみを反映しなければならない。



# IV.マージンに関する検討 リスク調整の計算方法

■ EDでは、リスク調整の見積りに関して次の 技法の使用を提案

- (a) 信賴水準
- (b) 条件付きテール期待値
- (c) 資本コスト

# IV.マージンに関する検討 残余マージンとは

将来のキャッシュ・インフ ロー (リスク調整を含む) 一 残余マージン

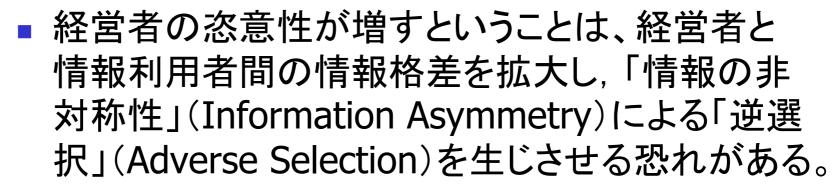
残余マージンは、保険期間にわたって純損益に収益 (income)として認識する。



# IV.マージンに関する検討 恣意性に関する問題

- マージンの算定は、絶対的な方法は存在しないため、各保険会社の裁量部分となる可能性が高い。マージンの算定に関するインプット情報は、そのほとんどが外部からの観察不能なものになる。
- ⇒情報に恣意性が含まれる可能性も







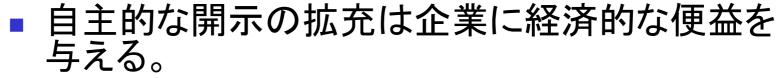
- ⇒情報の質が低下する可能性も。
- ⇒経営者が適切な情報を開示するインセンティブ はあるのか?



経営者には、投資家の評価をミスリードしようとするインセンティブがある一方で、積極的に情報を開示し、投資家からより高い評価を受けようとする逆のインセンティブもある。

■情報を歪めて提供している企業は、資金調達の際に、より高い資本コストを負担することに。

# V.情報の質と恣意性 情報の質と市場の効率性



Welker(1995)、Healy *et al.*(1999) 開示が充実しているほど資本コストが低下する。

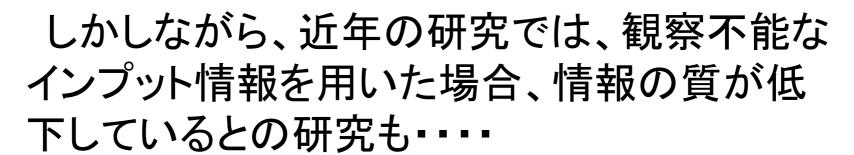
全く関係ないとする意見も Banghøj and Plenborg(2008)

⇒バイアスを含んだ情報提供の可能性

Aboody and Kasznik(2000)

⇒ストック・オプション付与前に「悪いニュース」を開 示。付与後に「良いニュース」を開示。

# V.情報の質と恣意性 情報の質と市場の効率性

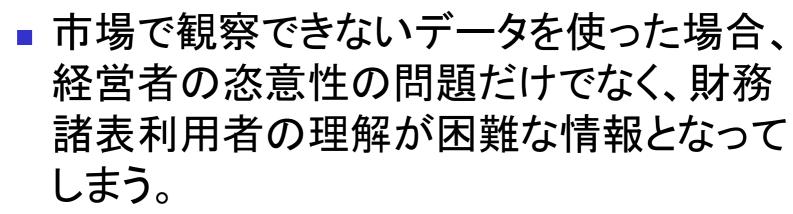


Ridel and Serafeim(2011):

2007~2008年度のアメリカの銀行業を対象 にした研究

⇒レベル3の金融資産の公正価値測定は、 情報の質が低いことを実証







Ridel and Serafeim(2011)と整合的な結果は、Song, Thomas and Yi(2010)でも。

# V.情報の質と恣意性 情報の質と市場の効率性



- 観察不能なインプット情報を用いた測定は、価値関連性に貢献していない可能性が高い。
- 有用であると言われるが実証的に確かめられている訳ではない。
  - •••大日方(2011)

## V.情報の質と恣意性 客観性、理解可能性の確保



 観察不能なインプットを用いる場合には、開示の 充実とともに客観性、理解可能性を高めるため の取り組みが必要



信頼のおける方法を開発する必要

- ①実務者間による測定の精緻化、標準化
- ②規制監督上の測定との一定程度の共通化

会計基準設定の枠組みを超えた取り組みが重要

## WI.おわりに ~今後の課題~

- 観察不能なインプットによる情報は、情報の質を低下させる。
- そのため開示の拡充、測定方法の精緻化などが求められる。
- ただし、これらの取り組みが、情報の質を 高めるかどうかは不明。実証的な知見が 存在していない。
- 将来的に保険契約の会計基準が有用な 会計情報を提供できるかどうかは不明。

# 参考文献①

- 大日方隆(2011)「公正価値の誤用と金融危機」ワーキングペーパー、東京大学金融教育研究センター、 CARF-J-073.
- Aboody, D. and R. Kasznik(2000), "CEO Stock Option Awards and the Timing of Corporate Voluntary Disclosures," *Journal of Accounting and Economics*, vol.29, No.1, pp.73-100.
- Banghøj, J. and T. Plenborg (2008), "Value Relevance of Voluntary Disclosure in the Annual Report," Accounting & Finance, Vol. 48, No. 2, pp. 159–180.
- Healy, Paul M., Amy P. Hutton, and Krishna G. Palepu, "Stock Performance and Intermediation Changes Surrounding Sustained Increases in Disclosure," Contemporary Accounting Research, Vol.16, No.3, pp.485-520.



## 参考文献②

- Riedl, E.J and G. Serafeim(2011), "Information Risk and Fair Values: An Examination of Equity Betas," Journal of Accounting Research, Vol.49, No.4, pp.1083–1122.
- Song, C., W. Thomas, and H. Yi. (2010), "Value Relevance of FAS No. 157 Fair Value Hierarchy Information and the Impact of Corporate Governance Mechanisms," The Accounting Review, Vol.85, No.4, pp.1375-1410.
- Welker, M.(1995), "Disclosure Policy, Information Asymmetry, and Liquidity in Equity Markets," Contemporary Accounting Research, Vol.11 No.2, pp.801-828.